２０１３年１０月24日

札幌市議会議長

高橋　克朋　殿

公契約条例の制定及び庁舎清掃労働者の賃金引上げを求める陳情

札幌市中央区南８条西１６丁目８－２０

ＮＰＯ 労働相談・組合づくりセンター

理事長　佐藤　陵一

☎０１１－５６１－８８０８

陳情趣旨

公契約条例を早期に制定し、労務単価といちじるしくかい離している札幌市の庁舎清掃労働者の賃金を改善し、税の適正執行をはかっていただきたい。

陳情事由

（１）北海道最低賃金が10月18日から時給734円に改定されました。改定額にもとづき、8時間、月21日稼働のフルタイムパート労働者の月額賃金を試算すると123,312円となります。

他方、札幌市の清掃業務の労務単価の最低は日額6,700円（清掃員C、時給換算838円）であり、同要件で時間額試算すると月額140,784円です。

札幌市労務単価が最低賃金より高く設定されており、その差額は日額で104円、月額で17,472円に及びます。

（2）「せいそうユニオン」（浦野助政委員長）の札幌市要請（10月10日）において区

役所の清掃業務で働く労働者から「私も同僚も、6人全員が719円の最賃と同額で

す。8年の勤続者も新しい人も同じです」「仕事は8年間同じ、賃金はずっと最賃、変

わったのは会社の名前だけ」との職場の実態が訴えられました。

本庁・区役所、区民センターの清掃労働者の賃金は、年1回、最低賃金の発効日に

最賃と同額に引き上げられてきた経緯にあります。労働者への直接ヒアリングの結果は、各事業者とも、おしなべて同じであり、札幌市の労務単価は「黙殺」されています。

　ある労働者は「最賃しか払わないのなら、市が直接雇えばよい。その方が市には安くつく。仕事は立派にやれる」と憤りを述べています。市議会各会派はこの労働者の怒りに対し、正面から向き合い、答える必要があると考えます。

（３）言うまでもなく、公契約は税金で行われており、「公」にふさわしいあり方が問われます。「公共性」の核心には「そこで働く市民の生活の向上」が重要な内容をなしています。企業の競争条件に「賃金の安さ」を強いることは、「限りない底辺」への賃金低下を招き、社会全体のブラック化につながります。これは社会正義に反します。少なくとも、労働者に対する適正賃金として積算されている労務単価と最賃に張り付いた実勢賃金とのいちじるしい格差を容認する議論はなりたちません。

（４）清掃業務において、企業の適正利潤は積算上、一般管理費等で措置されています。「利益が少ない」という問題は、入札・契約制度改革で市民的合意を得ながら改善すべきであり、労働者に対する賃金を「削る」という不正義に与すべきではありません。「作業報酬下限額」の設定は、業界が求めている社会保険料の「別枠支給」と同質の問題であり、下請や中小企業の経営環境の改善につながります。

（５）最低賃金制度は社会政策的に重要な制度です。最低賃金の引上げは現下の経済情勢を踏まえ、安倍内閣のもとでもその引上げの「政・労・使合意」がはかられています。

他方、道ビルメン協会は道労働局長に対し、最低賃金の引上げに異議申し立てを行い、反対しました。この意味することは、最低賃金を上回る「作業報酬下限額」を設定する公契約条例の「是認」は、今後もあり得ないことを示しています。すなわち、業界の「理解が必要」との主張は、もはや公契約条例そのもの否定と同義となる議論の到達点にあります。

　いわゆる「官製ワーキングプワ」は、札幌市政のもとで生じているのであり、克服は政治の責任においてはかられるべきです。公契約条例はその第一歩です。

（6）公契約条例が制定されても、施行までにタイムラブがあります。当面、北海道が実施したように、札幌市においても明確な形で「国交省単価を参考に適正な賃金を支払うようすべての（清掃）受託事業者に要請する」ことを緊急に行っていただきたい。

さらに、清掃業務の受託企業に対し、議会各会派としても最低賃金改定にともなう賃上げ状況を緊急に政務調査し、「依然として最賃同額なのか」「企業努力がはかられているのか」「引上げ困難な理由は何か」等を検証し、公契約条例制定の重要性を市民に明らかにしていただきたい。　　　　　　　　　　　　以　上